

高砂市 お出かけサポートブック



高砂市障害者自立支援ネットワーク会議

移動支援部会

平成25年度

はじめに

高砂市では、障害者自立支援法に基づき、関係団体、関係事業所、関係機関により、地域の障がい福祉に関するシステムづくりを推進するため、平成19年10月「高砂市障害者自立支援ネットワーク会議」を設置しました。その中で特に障がいのある方にとっての移動支援を考えていくために「移動支援部会」（以下、部会）を平成23年1月から開催しています。

部会は、当事者を中心とし、相談支援及び障害サービス事業所、学校、関係行政機関等の職員で構成され、障がいのある方の移動支援に関する地域の課題解決に向けて協議しています。平成23年5月には、山陽電車高砂駅にバリアフリーの見学を実施しました。また、「高砂市福祉マップ～障がい者編～」として、市内の障害サービス関係事業所等の位置について、情報をまとめたものを作成しました。

部会において、「移動支援」というのが、「移動方法」を課題とするものから、「移動中の支援」を課題にするもの等、個人や場面に応じたニーズが多種多様にあることが常に論じられてきました。

今回は、今まで部会の中で「移動支援」について議論してきたものをまとめることになり、ただ単に部会のまとめをするのではなく、実際に障がいのある方々が利用していただける「お出かけサポートブック（以下、ブック）」としてまとめることを目的として、ワーキング部会を立ち上げました。

ワーキング部会の中では、「お出かけサポートブック」を利用してくださる障がいのある方として、

- ・概ね18歳以上（保護者同伴でなくても大丈夫な年齢）
- ・障がい種別に関係なく
- ・障がいのある方が外出することを考えたときに、より現実的に、実行に移すことができる

ことを想定し、作成しました。



ブック作成においては、様々な障がいのある方それぞれに応じた支援ができることを大切に、ワーキング部会各メンバーにより情報収集、調査・検討を重ねていきました。

このブックには、現段階で掲載可能な限りの内容を盛り込みました。まだまだ十分とはいえませんが、その時その人に必要な支援が提供できるよう、それぞれが自分たちの役割を果たし、高砂市障害者自立支援ネットワーク会議が実践上においてもネットワークを強めていくことができるように一助になれば幸いです。

最後になりましたが、ご協力いただいた皆様に心より感謝いたします。

平成24年12月

高砂市障害者自立支援ネットワーク会議 移動支援部会

目次

はじめに

目次

高砂市障がい・地域福祉課……………P. 1

フローチャート……………P. 5

お出かけサポート（移動支援）とは……………P. 7

高砂市障がい者相談について……………P. 8

徒歩・自転車を利用する……………P. 9

交通ルールの確認について～歩行者のルール～

～自転車のルール～……………P. 10

歩行器・杖の購入について……………P. 11

車いすを利用する……………P. 12

車いすの購入について

車いすの貸出について

自動車・バイクを利用する……………P. 13

運転免許証について

運転免許証取得の助成について

自動車改造費の助成について……………P. 14

じどうしゃぜい げんめん
自動車税の減免について

じどうしゃしゅとくぜい げんめん
自動車取得税の減免について……………P. 15

ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひょうしょう こうふ
駐車禁止除外指定車標章の交付について ……P. 16

そのた ひょうしき
その他の標識について

ひょうご ちゅうしゃじょうせいどりよう
兵庫ゆずりあい駐車場制度利用について……………P. 17

しょうがいしゃゆうりょうどうろつうこうりょうきんわりびき
障害者有料道路通行料金割引について ……P. 18

でんしゃ りよう
電車を利用する……………P. 19

たかさごしない えき ばりあふりーじょうほう
高砂市内にある駅のバリアフリー情報

しょうがいしゃてちょう うんちん わりびき
障害者手帳による運賃の割引について……………P. 20

ばす りよう
バスを利用する……………P. 21

じょうとん ばす
じょうとんバスについて

しんきばす
神姫バスについて……………P. 22

たくしー りよう
タクシーを利用する……………P. 23

ふくしたくしーけん こうふ
福祉タクシー券の交付について

たかさごしない たくしーけん りよう じぎょうしょ
高砂市内でタクシー券が利用できる事業所

しょうがいしゃてちょう うんちん わりびき
障害者手帳による運賃の割引について……………P. 24

ひこうき りよう
飛行機を利用する……………P. 25

しょうがいしゃてちょう うんちん わりびき
障害者手帳による運賃の割引について

こころの病びょうき気なやみや悩なやみみについて相そう談だんする ……P. 26

夕方ゆうがたから夜中よなかにかけて不安ふあんな気きもち持もちちがおおきく大きくなる ……P. 27

身近みぢかな人ひとに協きょうりよく力りよくしてほしい ……P. 28

家か族ぞく・友とも達だち・施し設せつの職しょく員いんに相そう談だんする

専せん門もん相そう談だん員いんに相そう談だんする

へるばーへるばーさんさんに協きょうりよく力りよくしてほしい ……P. 29

移い動どう支し援えん・同どう行こう援えん護ご等とうについて

居き宅たく介かい護ごについて

意い思し疎そ通つう支し援えん事じ業ぎょうについて ……P. 30

ボラぼらンんテてィいアあさんさんに協きょうりよく力りよくしてほしい ……P. 31

但たん陽よう信しん用よう金きん庫こボラぼらンんテてィいアあ輸ゆ送そうについて

高たか砂さ市しボラぼらンんテてィいアあ活かつ動どうセせんタたーについて

高たか砂さ市し福ふ祉しマまッっプぷ～～障しょうががいい者しゃ編へん～～をを利り用ようする ……P. 32

おおででかかけけチちェえッっクくシしーート ……P. 33

おおででかかけけ先さきででトとラらブぶルるがが起おこっっててししままっったら ……P. 35

～ぼっくりんクイズ～

この冊子の中にぼっくりんは、何人いるでしょう？



障がい・地域福祉課



〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL: 079-443-9027

FAX: 079-443-3144

- ◆ 場 所 高砂市役所 西庁舎 1階
- ◆ 日 時 土日祝を除く月～金、午前8時30分～午後5時15分
- ◆ 業務内容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療等の申請から交付までの手続きや、障がい種別ごとの相談業務を行っています。
障害者手帳を所持している方には、障害者手帳の等級や内容、所得等に応じて以下のサービス等の手続きを受け付けております。
※サービスによって申請手続き等が異なる場合がありますので、詳しくは高砂市障がい・地域福祉課までお問い合わせください。
※窓口で配布している「高砂市障がい者福祉制度の概要」にも詳細な内容を掲載しています。

1 障がい者福祉制度（各種運賃の割引・各種料金の減免など）

制 度 名 (詳しくは、障がい・地域福祉課までお問い合わせください。)		身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
○は該当/△は一部該当/ーは非該当		1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
福祉タクシー券の交付（諸条件あり）		○	○	△	ー	ー	ー	○	ー	ー	○	ー	ー
有料道路通行料金割引		○	△	△	△	△	△	○	ー	ー	ー	ー	ー
NHK放送 受信料の減免	全額免除（市民税非課税世帯に限る）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	半額免除（世帯主等の条件あり）	△	△	△	△	△	△	△	ー	ー	△	ー	ー

2 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）制度

(1) 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳の所持者で、治療することによってその障がいを取り除いたり、または軽くするために必要な医療を受ける場合にその医療の給付を受けることができます。たとえば、心臓の手術、人工透析、腎移植、人工関節置換術、肝臓移植などが対象です。

※原則、医療費の1割が自己負担となります。（所得等により、月額上限額あり）

※利用できる医療機関は兵庫県等が指定する医療機関に限ります。

(2) 育成医療

18歳未満の児童で、障がいをもつ児童、または罹患している疾患が、放置すると将来障がいを残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できるものは、その医療の給付を受けることができます。

※原則、医療費の1割が自己負担となります。（所得等により、月額上限額あり）

※利用できる医療機関は兵庫県等が指定する医療機関に限ります。

(3) 精神通院医療

精神疾患の治療のため通院される方の医療費の自己負担が、医療保険の種類に関係なく1割負担となる制度です。

※原則、医療費の1割が自己負担となります。（所得等により、月額上限額あり）

※利用できる医療機関は兵庫県等が指定する医療機関に限ります。

※入院治療は適用外です。

3 補装具費、日常生活用具の給付

(1) 補装具費

補装具とは、身体障がい者及び身体障がい児の欠損又は損なわれた身体機能を補完又は代償する用具です。

補装具の購入及び修理にかかる費用のうち、1割が原則利用者負担となります。

※事前に申請が必要です。

※所得制限があります。

※品目によっては、介護保険制度が優先されます。

※所得に応じた自己負担の上限額が設けられています。

(2) 日常生活用具

日常生活用具とは、重度の障がい者に対して、日常生活上の便宜を図るための用具です。

日常生活用具の給付を受ける費用のうち、1割が原則利用者負担となります。

※事前に申請が必要です。

※所得制限があります。

※品目によっては、介護保険制度が優先されます。

※所得に応じた自己負担の上限額が設けられています。



4 自動車改造費、自動車運転免許取得費の助成

(1) 身体障がい者自動車改造費の助成

障がい者が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車のハンドル、駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。

★助成限度額・・・10万円

★対象者・・・上肢、下肢、体幹機能障害者で、本人所有・本人運転可能な方

※事前に申請が必要です。

※改造後、写真・領収書を頂きます。

(2) 身体障がい者自動車運転免許取得費助成

自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。

★助成限度額・・・10万円（免許取得に直接要した費用の3分の2以内）

★対象者・・・市内に1年以上居住する18歳以上の身体障がい者で、自ら運転する方、及び、過去に助成交付を受けたことがない方

※運転免許取得後3ヶ月以内に申請してください。

5 住宅改造費助成

日常生活を営むうえで支障のある住宅の改造などに要する費用の一部を助成します。

★対象者・・・身体障害者1, 2級または療育手帳A判定の方

★助成箇所・・・浴室、洗面所、廊下、階段、便所、居室、玄関、台所

※生計中心者の所得により助成額が異なります。

※事前に申請が必要です。

※介護保険制度が優先されます。

6 言語発達相談利用者補助制度

言語発達遅滞に関する相談、正しい知識の習得及び指導、言語発達訓練等に要する費用の一部を補助します。

★補助金額・・・月額3,000円を限度とします。

★対象者・・・言語発達上、何らかの援助を必要とする市内に住所を有する18歳未満の児童及びその保護者

※事前に申請が必要です。

7 通園費の助成

高砂市在住の障がい者が、市外の障がい者施設（特別支援学校等は含まない）に6ヶ月以上通園している場合の助成制度です。

★助成額・・・年額36,000円

※対象者には毎年2月頃に市から申請書を送付しています。

8 障がい者相談支援事業

障がい種別ごとの専門相談員（社会福祉士、精神保健福祉士）が、障がいのある方やその家族等からの生活・就労・就学といった多種多様な相談に応じます。

★予約電話・・・079-443-9027

（午前8時30分から午後5時15分まで）

★場所・・・高砂市役所 西庁舎 1階相談室

★時間・・・【身体障がい関係】毎週水曜日 10時～12時

【知的障がい関係】毎週木曜日 10時～12時

【精神障がい関係】毎週月曜日 10時～12時

※上記の曜日が祝日の場合は除きます。

※事前予約制です。

※相談は無料です。



9 高砂市障害者自立支援ネットワーク会議

障がい者等にとって暮らしやすい地域づくりを行っていくため、障がい者団体、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる高砂市障害者自立支援ネットワーク会議（地域自立支援協議会）を設け、関係機関の連携を図るとともに、関係者が抱える個々のケースや地域の課題について情報を共有しながら課題解決を図れるよう具体的に協議します。

10 地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴）

（1）移動支援事業

移動困難な障がい者（児）が、社会参加や余暇活動のために外出するときに、身体介護あるいは見守りなどの支援（ガイドヘルパーの派遣）を行います。

※原則、利用したサービス報酬の1割が自己負担となります。
（所得等により、月額上限額あり）

（2）日中一時支援

障がい者（児）の日中における活動の場、日中に介護者がいない場合に施設で見守りなどの支援を行います。

※原則、利用したサービス報酬の1割が自己負担となります。
（所得等により、月額上限額あり）

（3）訪問入浴

入浴困難な重度の身体障がい者（児）に、月1～2回移動入浴車により、身体障がい者（児）の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。

※原則、利用したサービス報酬の1割が自己負担となります。
（所得等により、月額上限額あり）

（4）意思疎通支援事業

聴覚に障がいのある方で、意思伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

11 障害福祉サービス（施設への入所・通所、短期入所、居宅介護等）、

障害児通所サービス

居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、同行援護、日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など）、障がい者施設入所、ケアホーム、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援などのサービスがあります。

※原則、利用したサービス報酬の1割が自己負担となります。
（所得等により、月額上限額あり）

※サービスの種類によっては、介護保険制度が優先されます。

※障害福祉サービスを利用するにあたっては、障害程度区分認定調査を行う必要があります。
障害程度区分の決定には、医師の意見書、審査会での判定の時間が必要ですので、サービス利用をお考えの場合はなるべく早くご申請ください。



お出かけサポート(移動支援)とは P7

誰かと一緒に考えましょう

身近な人(家族・友達・施設の職員)と相談する。

下のシートにチェックを入れてみましょう。

相談員と相談したい。

高砂市障がい者相談について P8

まず、あなたの気持ちや状態に当てはまる項目にチェックを入れてみましょう。

～どこかにお出かけしたい～

【あなたの希望は?】

【お出かけに関する情報】

- スーパーに行って買い物がしたい。
- 病院へ診察に行きたい。
- 理髪店や美容院へ散髪に行きたい。
- 銀行や郵便局へ行きたい。
- 市役所へ行きたい。
- 友達の家に行きたい。
-

 徒歩・自転車を利用する。

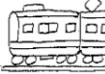
• 交通ルールの確認について
• 歩行器、杖の購入について P9

 車いすを利用する。

• 車いすの購入について
• 車いすの貸出について P12

 自動車・バイクを利用する。

• 運転免許証について
• 運転免許証取得の助成について
• 自動車改造費の助成について
• 自動車税の減免について
• 自動車取得税の減免について
• 駐車禁止除外指定標章の交付について
• その他の標識について
• 兵庫ゆずりあい駐車場制度利用証について
• 障害者有料道路通行料金の割引について P13

 電車を利用する。

• 高砂市にある駅のバリアフリー情報
• 障害者手帳による運賃の割引について P19

 バスを利用する。

• じょうとんバスについて
• 神姫バスについて P21

 タクシーを利用する。

• 福祉タクシー券の交付について
• タクシー券が利用できる事業所
• 障害者手帳による運賃の割引について P23

 飛行機を利用する。

• 障害者手帳による運賃の割引について P25

～お出かけするのが不安～

- 出かける気がしない。
- 人と会うのが怖い。
- 外に出ると周りの人が自分の悪口を言っているように感じる。
- 一人で孤独を感じることもある。
-

こころの病気や悩みについて相談する。

• 精神科について
• こころのケア相談について
(主治医のある人は相談できません。) P26

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門相談員に相談する。

• 高砂市障がい者相談について P8

夕方から夜中にかけて不安な気持ちが大きくなる。

• 身近な人に相談しましょう
• 主治医に相談しましょう
• 心の悩みを共感できる相談員と話がしたい
• とにかく誰かと話がしたい P27

～お出かけする時に誰かの応援を頼みたい～

- ひとりで出かけるのが不安である。
- ひとりで出かけるのが難しい。
- お出かけする時に付き添ってほしい。
-

- 身近な人（家族・友達・施設の職員）に協力して欲しい。
- ヘルパーさんに協力して欲しい。
- ボランティアさんに協力して欲しい。

- 家族・友達・施設の職員に相談する
- 専門相談員に相談する
- 移動支援・同行援護等について
- 居宅介護について
- 意思疎通支援事業について
- 但陽信用金庫ボランティア輸送について
- 高砂市ボランティア活動センターについて

P28

P29

P31

～お出かけの準備～

- 行きたい場所はあるがどのように行っているのかわからない。
- お出かけの準備を手伝って欲しい。
- どこに出かけていいのかわからない。
- お出かけの準備ができているか確かめたい。
-

- 誰かに相談したい。
- 高砂市福祉マップ～障がい者編～を利用する。
- チェックシートで確認したい。

- 高砂市障がい者相談について
- 高砂市福祉マップ～障がい者編～とは
- 市内の配布場所について
- お出かけチェックシートについて

P8

P32

P33

～お出かけ先でトラブルが起きてしまったら～ P35

不安な気持ちになってしまった

• 身近な人(家族・友達・施設の職員など)に連絡をしましょう。

落としものをしてしまった

• 家族がいる場合は、すぐに連絡しましょう。

• 警察署、交番に届出しましょう。

気分が悪くなってしまった

• 家族がいる場合は、すぐに連絡しましょう。

• 主治医に連絡が取れる場合は、相談しましょう。

• 周りの人に助けを求めましょう

道に迷ってしまった

• 家族がいる場合は、すぐに連絡しましょう

• 交番が近くにある場合は、警察官に道を尋ねましょう。

• 駅員さんやスーパーやコンビニの店員さんに道を尋ねましょう。

予想以上にお金を使ってしまった

• 身近な人(家族・友達・施設の職員など)に相談しましょう。

お出かけ先で名前を書いたり、はんこを押してきた

• 身近な人(家族・友達・施設の職員など)に相談しましょう。

• 高砂市消費生活センターに相談しましょう。

キャッチセールスにひっかかってしまった

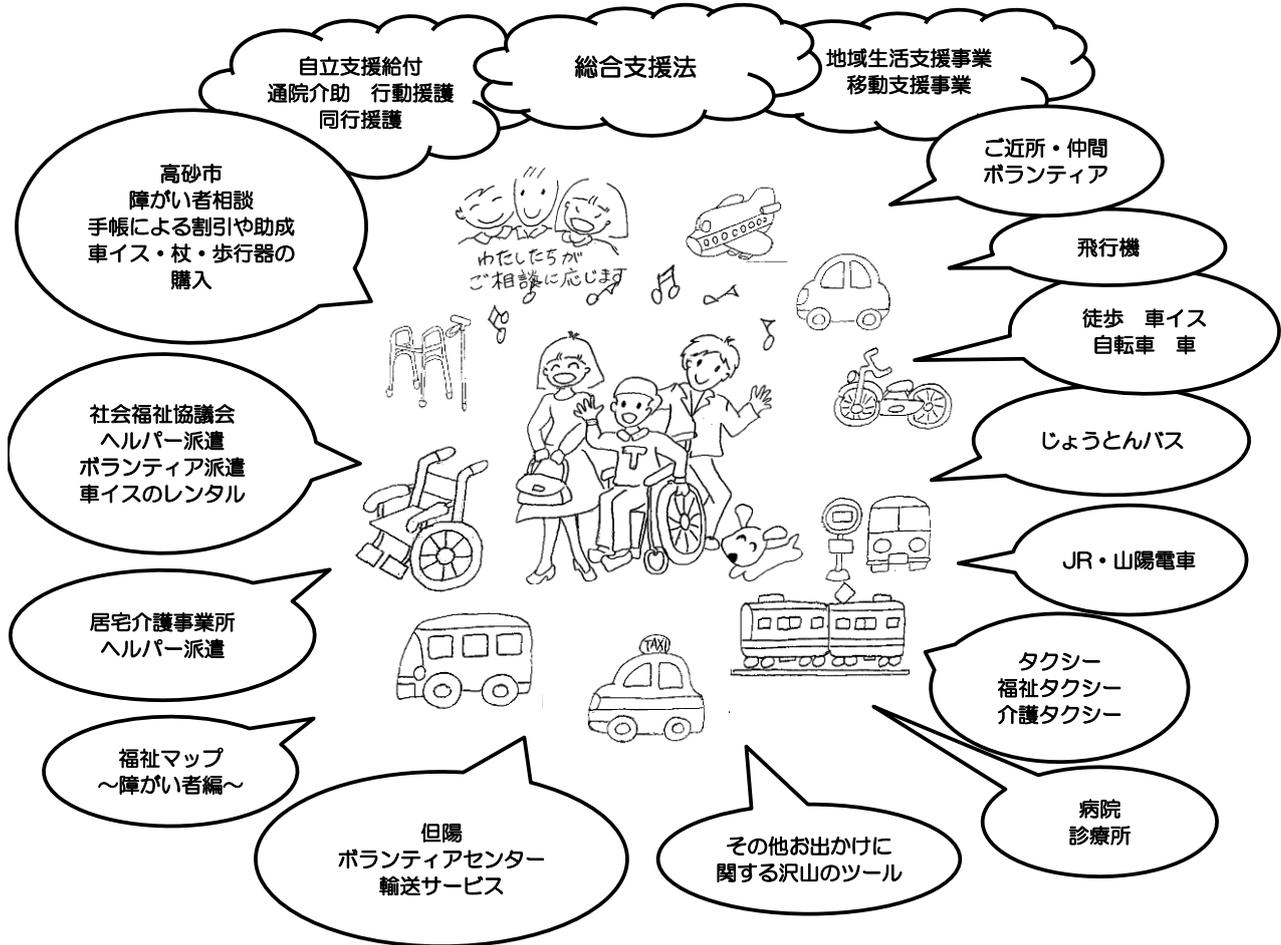
• 身近な人(家族・友達・施設の職員など)に相談しましょう。

• 高砂市消費生活センターに相談しましょう。

お出かけ先での出来事を、身近な人（家族・友達・施設の職員）にお話ししましょう。

お出かけサポート(移動支援)とは

お出かけサポートとは地域にある様々な制度やサービスをもちいて、ハンディキャップのある方の外出を後押しすることです



たかさごししょう しゃそうだん
高砂市 障がい者相談について

まいしゅうげつようび せいしんしょう かんけい
毎週月曜日：精神障がい関係

まいしゅうすいようび しんたいしょう かんけい
毎週水曜日：身体障がい関係

まいしゅうもくようび ちてきしょう かんけい
毎週木曜日：知的障がい関係



じかん ごぜん10じ 12じ
時間：午前10時から12時まで

ばしょ たかさごしふくしぶ しょう ちいきふくしか
場所：高砂市福祉部 障がい・地域福祉課まで
おこし にしちょうしゃ1かい
お越してください。（西庁舎1階です。）

ひよう むりよう
費用：無料

びこう らいちよう かた でんわそうだん かのう
備考：来庁できない方は、電話相談も可能です。

完全予約制



わたしたちが
ご相談に応じます

たかさごししょう しゃそうだん
〈高砂市 障がい者相談〉

よやくまどぐち たかさごし しょう ちいきふくしか
予約窓口：高砂市 障がい・地域福祉課

でんわばんごう
電話番号：079-443-9027

ふあつくす
ファックス：079-443-3144

こうつう かくにん
交通ルールの確認について

ほこうしゃ
～歩行者のルール～

- ほどう かなら ほどう とお
歩道があるところでは、必ず歩道を通ってください。
- ほどう どうろ みぎがわ ある
歩道がないところでは、道路の右側を歩いてください。
- どうろ おうだん しんごうこうさてん しんごうき ほこうしゃしんごう
道路を横断するときは、信号交差点では信号機(歩行者信号)に
■ したが しんごうき おうだんほどう りよう
従い、信号機のないところでは横断歩道を利用してください。
- どうろ おうだん どうろ さゆう み くるま ちか
道路を横断するときは、道路の左右をよく見て、車が近づい
■ くるま と かくにん おうだん
てこないこと、また、車が止まったことを確認してから横断
■ してください。
- やかん はんしゃざい み あか ぶくそう ところ
夜間には、反射材を身につけるか、明るい服装を心がけましょう。



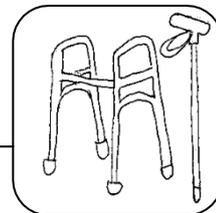


じてんしゃ
～自転車のルール～

- じてんしゃは、しゃどう げんそく しゃどう ひだりはし いちれつ とお
自転車は、車道が原則です。車道の左端を一列で通ってください。
- じてんしゃ じてんしゃ つうこう ひょうしき ほどう つうこう
自転車は、自転車が通行できる標識のある歩道では、通行でき
ます。ほどう ほこうしゃゆうせん しゃどうよ じょうこう
歩道では歩行者優先で、車道寄りを徐行してください。
- いんしゅうんてん ふたりの へいしん きんし
飲酒運転、2人乗り、並進は禁止です。
- かさ もの も かたてうんてん きんし
傘をさしたり、物を持ったりしての片手運転は禁止です。
- ふみきり いちじていしほしよ かなら と さゆう あんぜん かくにん
踏切や一時停止場所では、必ず止まって左右の安全を確認して
からわたってください。
- しんごうき こうさてん しんごうき したが つうこう
信号機のある交差点では、信号機に従って通行してください。
- やかん くら かなら
夜間やトンネルなど暗いところでは、必ずライトをつけましょう。



歩行器・杖の購入について



- 歩行器・杖を購入しようと考えておられる方は、補装具費の支給や日常生活用具の給付を受けることができます。
- 原則、購入費用の1割は自己負担となります。所得制限等もありますので、購入を予定されている方は、必ず購入前に下記の窓口までご相談ください。

<高砂市 障がい・地域福祉課>

TEL : 079-443-9027

FAX : 079-443-3144

※購入後の申請はできませんので、必ず購入前にご相談ください。



<兵庫県高砂市のマスコットキャラクター>



ぼっくりん

～ぼっくりんのプロフィール～

誕生日 : 3月19日

生みの親 : 相生の松

育ての親 : 尉(じょう)と姥(うば)

名づけ親 : 高砂市内の小学生

使命 : 人と人との縁を取り持つ

特技 : ぼっくりんダンス

趣味 : 高砂市内を散歩すること
友達づくり

車いすの購入について



■ 身体に障がいがあり、車いすを購入しようと考えておられる方（一部の障がいの方に限る）は、補装具費の支給を受けることができる可能性があります。

■ 原則、購入費用の1割は自己負担となります。支給を受けるには、所得制限等がありますので、購入を予定されている方は、必ず購入前に下記の窓口までご相談ください。

＜高砂市 障がい・地域福祉課＞

TEL：079-443-9027

FAX：079-443-3144

※購入後の申請はできませんので、必ず購入前にご相談ください。

車いすの貸出について

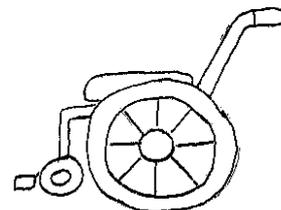
社会福祉協議会では、市内在住で在宅介護が必要な方に車いすを無料で貸出しています。貸出期限は6ヶ月ですが延長もできます。

貸出を希望される方は、まず下記の窓口までご相談ください。

＜高砂市社会福祉協議会＞

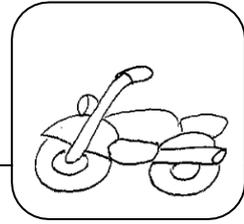
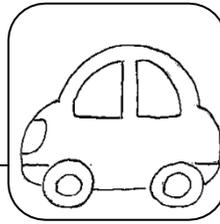
TEL：079-443-3720

FAX：079-443-0505



※介護保険対象者は、介護保険制度利用が優先されます。





運転免許証について

- 自動車やバイクを運転するには、運転免許証が必要です。
- 障がいがあっても免許を取得することができる可能性があります。
(運転条件が付く場合があります。)
- 免許取得を考える場合には、まず下記の相談窓口にご相談しましょう。

<運転適性相談室(明石運転免許更新センター内)>

相談日時：月～金(祝日及び12月29日から1月3日は休み)

午後1時から午後4時まで

TEL：078-912-1628

[主な相談内容]

- ・運動能力(四肢又は体幹の機能)、視力、視野、深視力、聴力、色彩識別
- ・発作等により意識障害または運動障害をもたらす病気

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

運転免許証取得の助成について

市内に1年以上居住する身体に障がいのある方が、自動車運転免許証を取得する際に取得費用の一部を助成します。ただし、自ら運転する人に限ります。助成額は、免許取得に直接要した経費の3分の2以内です。
(助成限度額10万円以内)

運転免許取得後3カ月以内に申請してください。申請には、必要な書類がありますので、まず下記の窓口に相談してください。

<高砂市 障がい・地域福祉課>

TEL：079-443-9027

FAX：079-443-3144

※免許取得前に相談しておくことで取得後の手続きがスムーズになりますのでなるべく早めにご相談ください。

自動車改造費の助成について

- 上肢、下肢、体幹に障がいのある方が運転する自動車のハンドル、駆動装置等の改造が必要となった場合、改造に要する経費の一部を助成します。ただし、就労等を理由に自ら所有し、運転する自動車に限ります。
- 助成限度額は10万円です。
- 事前申請が必要ですので、改造を検討されている方は、改造前に下記の窓口までご相談ください。

<高砂市 障がい・地域福祉課>

TEL: 079-443-9027

FAX: 079-443-3144

※改造後の申請はできませんので、必ず改造前にご相談ください。

自動車税の減免について

障害者手帳を交付されており、一定の等級以上に該当される方は、自動車税の減免を受けることができます。

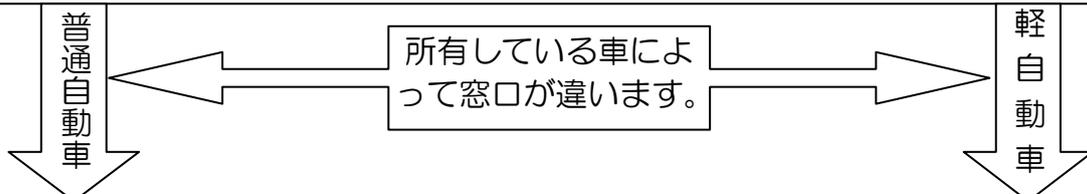
本人もしくは、重度障がいのある方と生計を同一にしている方が所有し、もっぱらその障がいのある方のために使用する自動車1台のみに限ります。

<障害者手帳等級の目安>.....○は該当, △は一部該当, ×は非該当

	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
	1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
普通自動車	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×
軽自動車	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△

※詳細な等級については、下記の相談窓口にご相談ください。

※普通自動車と軽自動車では等級表に違いがありますので確認してください。



<加古川県税事務所>

TEL: 079-421-1101

<高砂市 市民税課>

TEL: 079-443-9014

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

自動車取得税の減免について

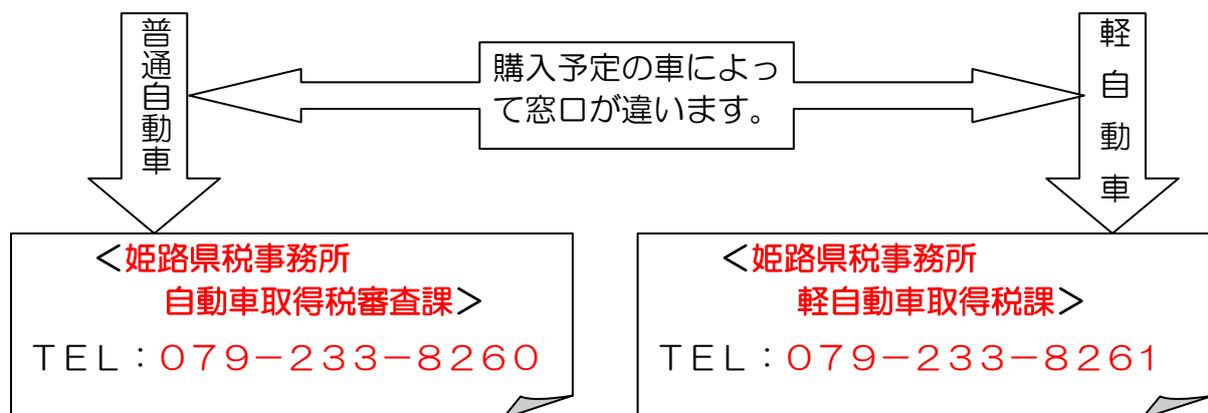
- 障害者手帳を交付されており、一定の等級以上に該当する方、もしくは障がいのある方と生計を同一にしている家族の方が自動車を取得する場合に自動車取得税の減免を受けることができます。
- 申請時期は、自動車を登録するときです。
- 自動車の購入を予定されている方で、自動車取得税の減免を希望される場合は、あらかじめ購入店に障害者手帳を所持していることを伝えてください。

<障害者手帳等級の目安>○は該当、△は一部該当、×は非該当

身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×

※詳細な等級については、下記の相談窓口にご相談ください。

※自動車取得税については、普通自動車も軽自動車も等級は同じです。



※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

ぼっくりんの生みの親「相生の松」は、雌株・雄株の2本の松が寄り添って生え、1つの根から立ち上がるように見えるもの。また、黒松と赤松が1つの根から生え出た松のことです。松は永遠や長寿を象徴することから、相生の松は特に縁結びや和合、長寿の象徴とされています。高砂市内では、高砂市の境内にある「相生の松」が有名です。

豆知識



駐車禁止除外指定車標章の交付について

- 自動車を利用している障がいのある方のために、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内等を除く）にでも駐車を許可される標章の交付があります。
- 交付対象は、障害者手帳を交付されており、一定等級以上の方、および障がいの状態が交付要件に該当している方です。

<障害者手帳等級の目安>○は該当，△は一部該当，×は非該当

身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
△	△	△	△	×	×	△	×	×	△	×	×

※手帳等級が該当している場合でも、障がいの状態により交付されないことがありますので下記の相談窓口でご相談ください。

<高砂警察署 交通課>

TEL : 079-442-0110

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

その他の標識について

- 身体障がい者標識
 - 道路交通法で、身体に障がいのある方（肢体不自由を理由に免許を交付された人）にこのマークを表示してもらうこと（努力義務）となっています。



- 聴覚障がい者標識
 - 道路交通法で、重度の聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている人が表示を義務付けられています。



- 車いすマーク
 - 国際シンボルマークとして幅広く利用されていますが、市役所などで配布しているものではありません。



※これらの標識は、駐車禁止除外の標識ではありません。

兵庫ゆずりあい駐車場制度利用証について

- 公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテル等の駐車場に設置している、障がいのある方等のための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の利用者証を交付する制度です。
- 対象者には、利用証を交付して駐車時に車内に提示してもらいます。
- 現在のところ一般の方が駐車した場合の罰則はありませんが、優先的に駐車できる人を明確することで必要な方が利用しやすくしようとするものです。

高砂市内にある登録駐車場（平成 24 年 8 月現在）

兵庫信用金庫高砂支店	姫路信用金庫高砂支店	高砂西部病院
姫路信用金庫宝殿支店	アスパ高砂・イオン高砂	高砂市立阿弥陀公民館
高砂市立中央公民館	高砂市民病院	高砂市役所
高砂市立荒井公民館	高砂市立高砂公民館	高砂市文化会館
高砂市福祉保健センター	高砂市立曾根公民館	高砂市立中筋公民館
高砂市総合運動公園	高砂市立米田公民館	高砂市立北浜公民館



登録駐車場には、このような標識が提示してあります。



利用者証
短期
オレンジ



利用者証
長期
グリーン

詳細は、下記の窓口にお問合わせください。

<加古川健康福祉事務所 生活福祉課>

TEL : 079-421-1101



※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

障害者有料道路通行料金割引について

障害者手帳を交付されており、一定の等級以上に該当する方は、高速道路料金の割引を受けることができます。

＜障害者手帳等級の目安＞・・・○は該当，△は一部該当，×は非該当

	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
	1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
第1種 障害者	○	○	○	○	×	×	△	×	×	×	×	×
第2種 障害者	×	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×

※第1種障害者は本人・介護者運転ともに適用されます。

※第2種障害者は本人の運転に限ります。

割引率は5割です。

割引を受けようとする方は、事前に登録が必要になります。

(2年毎に更新手続きが必要です。)

障害者手帳に自動車登録番号または、車両番号、介護者運転の割引対象である旨の記載が必要です。

障がいのある方1人につき1台のみです。

詳細は、下記の窓口にお問合わせください。

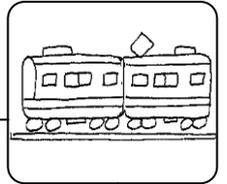
＜高砂市 障がい・地域福祉課＞

TEL：079-443-9027

FAX：079-443-3144



※営業車、レンタル車、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象となりません。



高砂市内にある駅のバリアフリー情報

<JR>

駅名	障害者専用乗降地	障害者用トイレ	エレベーター	備考
宝殿	○	○ (オストメイト対応)	○	点字付運賃表 スロープ
曽根	×	○ (オストメイト対応)	○	点字付運賃表 スロープ

※車いすをご利用の方は、駅係員による列車の乗降時の支援を受けることができます。駅係員の手配が必要な場合がありますので、事前に利用予定の駅に連絡しておくこととスムーズに対応してもらえます。

<JR西日本お客様センター>

営業時間：午前6時から午後11時まで（年中無休）

TEL：0570-00-2486または078-382-8686

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

<山陽電車>

駅名	障害者専用乗降地	障害者用トイレ	エレベーター	備考
高砂	○	○	○	点字付運賃表 点字付案内版 盲導鈴
荒井	×	○	○	点字付運賃表 点字付案内版 盲導鈴
伊保	×	○	×	点字付運賃表 スロープ
山陽 曽根	×	×	×	点字付運賃表 スロープ

※山陽電車では、荒井・伊保・山陽曽根駅が無人駅となっています。

※駅での補助を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先にお知らせください。

<山陽電車ご案内センター>

営業時間：午前8時30分から午後8時まで（年中無休）

TEL：078-913-2880

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

障害者手帳による運賃の割引について



身体障害者手帳および療育手帳の交付を受けておられる方は、電車の運賃の割引を受けることができる可能性があります。

※精神障害者保健福祉手帳のみでは、割引の対象になりません。

<障害者手帳等級の目安>.....○は該当, △は一部該当, ×は非該当

～第1種障害者が介護者とともに乗車する場合～

	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
	1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
第1種障害者	○	○	△	△	×	×	○	×	×	×	×	×

※第1種障害者が介護者とともに乗車する場合は、距離制限はありません。

※本人および介護者ともに割引料金が適用されます。

～第1種・第2種障害者が単独で101km以上の区間を乗車する場合～

	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
	1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
第1種障害者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
第2種障害者												

[高砂市内の駅から101km以上となる駅の目安]

駅名	東方面(大阪方面)	西方面(岡山方面)	北方面(日本海方面)
JR宝殿駅	島本駅	北長瀬駅	豊岡駅
JR曾根駅	高槻駅	庭瀬駅	豊岡駅

※購入の際には、必ず駅員に確認してください。

※山陽電車は、連絡乗車券発売範囲で片道101km以上となる場合のみ。

割引率は、おおむね半額です。(普通乗車券購入の場合)

割引については、各鉄道会社により異なります。

詳細は、利用予定の鉄道会社にお問い合わせください。

<JR西日本お客様センター>

営業時間：午前6時から午後11時まで(年中無休)

TEL：0570-00-2486または078-382-8686

<山陽電車ご案内センター>

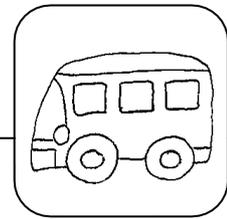
営業時間：午前8時30分から午後8時まで(年中無休)

TEL：078-913-2880



※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

じょうとんバスについて



～利用の仕方～

- ① じょうとんバス専用のバス停でお待ちください。
このマークが目印です。 →



- ② バスが来たら後ろの扉から乗車して整理券を取ってください。

バスにはスロープがありますので、車いすの方も利用できます。
補助が必要な方は、入口にあるボタンで乗務員にお知らせください。

- ③ 降りるバス停が近づいたら、車内のボタンを押してください。
④ 料金は、車内の料金表を見て、確かめ準備します。
⑤ バスが降りるバス停に止まったら前方の扉に進みます。
⑥ お金と整理券を運賃箱に入れて前の扉から降りてください。

障害者手帳を運転手に提示すると料金が半額になります。

～運賃について～

- ・大人（中学生以上）・・・100円または200円
　　<乗車区間により2段階制になっています。>
- ・小学生・・・・・・・・・・100円
- ・乳幼児・・・・・・・・・・無料

障害者手帳の種類・等級は
関係なく全ての障害者手帳
が対象となります。

手帳所持者本人、介護者（1名）と
もに半額になります。

～運行ルート～

運行ルートについては、下記の窓口にお問合わせください。
バスの車内にもルート図と時刻表がありますので、必要な方は乗務員
に声をかけてください。



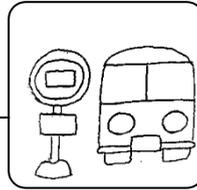
<高砂市 まちづくり推進室>

TEL：079-443-9033



※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

神姫バスについて



～利用の仕方～

- ①神姫バス専用のバス停でお待ちください。
このマークが目印です。 
- ②バスが来たら後ろの扉から乗車して整理券を取ってください。
- ③降りるバス停が近づいたら、車内のボタンを押してください。
- ④料金は、車内の料金表を見て、確かめ準備します。
- ⑤バスが降りるバス停に止まったら前方の扉に進みます。
- ⑥お金と整理券を運賃箱に入れて前の扉から降りてください。

障害者手帳の割引を利用する場合は、運転手に提示して割引後の料金を支払ってください。

～運賃について～

乗車区間により運賃は異なります。降車する時にバス車内前方にある運賃表示を確認してください。わからない場合は、運転手に声をかけてください。

身体障害者手帳・療育手帳を所持している場合は運賃の割引があります。

種類	割引率
普通運賃（降車時に手帳を提示）	5割
定期運賃（購入時に手帳を提示）	3割
回数運賃（降車時に手帳を提示）	5割

※精神障害者保健福祉手帳のみでは対象にはなりません。

～運行ルート～

運行ルートについては、神姫バスへお問い合わせください。

詳細は、こちらにお
問い合わせください。



<神姫バス 加古川駅前営業所>

営業時間：（平日）午前 8 時から午後 8 時まで
（土曜）午前 10 時から午後 6 時まで
（日曜）午前 10 時から午後 6 時まで
TEL：079-421-1551

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。



福祉タクシー券の交付について

障害者手帳の等級により福祉タクシー券の交付を受けることができます。

＜障害者手帳等級の目安＞・・・○は該当，△は一部該当，×は非該当

身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
○	○	△	×	×	×	○	×	×	○	×	×

※身体障害者手帳 3 級所持者は下肢、体幹、移動機能障害が対象です。

※利用券は、市が契約しているタクシー会社のみで使用できます。



＜高砂市 障がい・地域福祉課＞

TEL：079-443-9027

FAX：079-443-3144

高砂市内でタクシー券が利用できる事業所

事業所名	車いす 利用	TEL	FAX
荒井タクシー	×	079 - 442 - 4007	079 - 443 - 7878
伊保タクシー	×	079 - 448 - 0587	079 - 447 - 2150
高砂交通	×	0120 - 525500	079 - 442 - 2318
神鋼タクシー	×	079 - 443 - 1321	079 - 443 - 7878
高砂タクシー	×	079 - 442 - 3646	079 - 442 - 3646
はま交通	×	079 - 254 - 2220	079 - 254 - 0558
KYさぽーとタクシー	○	079 - 448 - 5084	
介護タクシーハートラン	○	079 - 448 - 1511	
うさぎ堂介護福祉タクシー	○	079 - 444 - 0755	079 - 424 - 8530

※詳細は、各事業所へお問い合わせください。

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

障害者手帳による運賃の割引について

身体障害者手帳もしくは、療育手帳の交付を受けている方は、タクシー料金の一部が助成されます。

＜障害者手帳等級の目安＞・・・○は該当，△は一部該当，×は非該当

身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳		
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×

※精神障害者保健福祉手帳のみの場合は、割引対象となりません。

※詳細は、乗車時に手帳を提示のうえ、各タクシー会社乗務員にお尋ねください。

※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

ぼっくりんの育ての親「尉(じょう)と姥(うば)」とは、その昔、高砂神社の境内に、一本の根から雌雄の株が左右に分かれた松が生え、「尉と姥」に姿を変えたイザナギ・イザナミの2神が現れ夫婦の在り方を説きました。以後、この木を「相生の霊松」と呼び、この2神を縁結びと夫婦和合の象徴として信仰するようになりました。

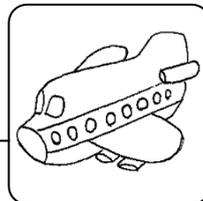
婚儀の際にはおなじみだと思いますが、「尉と姥」は高砂市が発祥の地です。



高砂市コミュニティバスの愛称である「じょうとんバス」は、この「尉と姥」と「バス」とを融合させたもので高砂市民の皆さんに親しみのある愛称となっています。

豆知識





障害者手帳による運賃の割引について

身体障害者手帳の交付を受けている満 12 歳以上の身体に障がいのある方および療育手帳の交付を受けておられる方は、国内航空運賃の割引を受けることができます。

※精神障害者保健福祉手帳のみでは、割引の対象になりません。

＜障害者手帳等級の目安＞・・・・・・○は該当，△は一部該当，×は非該当

	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
	1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3
第 1 種障害者	△	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	×
第 2 種障害者	×	△	△	△	△	△	×	△	△	×	×	×

※第 1 種障害者は本人・介護者ともに適用されます。

※第 2 種障害者は本人のみに適用されます。

※詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

※ご利用に関して、障害者手帳への「航空割引」のスタンプの押印が必要な場合があります。スタンプの押印については、高砂市福祉部障がい・地域福祉課までお問い合わせください。

＜高砂市 障がい・地域福祉課＞
 TEL : 079-443-9027
 FAX : 079-443-3144

全日空・日本航空には、下記の相談窓口があります。割引率等は、各航空会社によって異なりますので、利用される場合は、事前に下記の窓口までお問い合わせください。割引制度以外の相談にも対応しています。

＜ANAおからだの不自由な方の相談デスク＞
 営業時間：9:00～17:00（年中無休）
 TEL : 0120-029-377または0570-029-377
 FAX : 0120-029-366

＜JAL プライオリティ・ゲストサポート＞
 営業時間：9:00～17:00（年中無休）
 TEL : 0120-747-707
 FAX : 0120-747-606



主治医

- 主治医がいる場合は、まずは主治医に相談しましょう。



精神科病院

- 入院設備がある。
- 複数名の精神科医が在籍している。
- 看護師、作業療法士、心理士、精神保健福祉士が在籍している。
- CT等で検査を受けることができる。
- デイケアが併設してあり社会復帰に対するプログラムを実施している。

精神科クリニック

- 駅前などにあり通院に便利である。
- 同じ精神科医に長い期間診察を受けることが可能である。
- 夜間や休日には連絡がとれない。

心理外来

<高砂市民病院 心理外来>

日 時：月～木 午前9時から午後5時まで
TEL：079-442-3981

完全予約制

- ※医師による初診が必要です。
- ※臨床心理士による心理療法（カウンセリング）が受けられます。

こころのケア相談

<加古川健康福祉事務所>

日 時：原則 第2、第4月曜日 午後1時から午後2時まで
TEL：079-422-0003
FAX：079-422-7589

完全予約制

- ※病院へ行くには抵抗があるが精神科医に相談したい。
- ※主治医がいる方は、主治医に相談してください。

夕方から夜中にかけて不安な気持ちが大きくなる

身近な人に相談しましょう

家族や友達、会社の同僚等、身近な人に話を聞いてもらいましょう。人に話をすることで気持ちが少し楽になるかもしれません。

主治医に相談しましょう

眠れない、頭がぼんやりとする等の体調に異変を感じる場合は、必ず主治医に相談しましょう。



心の悩みを共感できる相談員と話がしたい

<こころのサポート相談>

日 時：おおよそ毎月第2月曜日 午後2時から午後4時まで
(第2月曜日が祝日の場合は、第2火曜日になります。)
場 所：高砂市 福祉保健センター2階 視聴覚障害者室
予約窓口：高砂市 障がい・地域福祉課
T E L：079-443-9027
F A X：079-443-3144

予 約 制

とにかく誰かと話がしたい

<はりまいのちの電話>

日 時：毎日⇒午後2時から翌日午前1時まで
T E L：079-222-4343

※電話が混雑している時は、すぐに繋がらないことがあります。

<兵庫県いのちと心のサポートダイヤル>

日 時：月曜日から金曜日⇒午後6時から翌日午前8時30分まで
土、日曜日、祝日⇒24時間対応
T E L：(固定電話から) #7500
(携帯電話から) 078-382-3566

家族・友達・施設の職員に相談する

- ひとりでの外出が不安な場合は、まず身近な人に相談してみましょう。
- 障害者手帳を所持している場合は、交通機関等で介護者も本人と同様に料金の割引制度が適用になる場合があります。割引制度等について詳しく知りたい方は、下記の相談窓口でも相談が可能です。



<高砂市障がい者相談>

予約窓口：高砂市 障がい・地域福祉課
TEL：079-443-9027
FAX：079-443-3144

専門相談員に相談する

家族や友達に相談できない方は、高砂市障がい者相談で社会福祉士や精神保健福祉士等の専門相談員に相談することができます。

毎週月曜日：精神障がい関係
毎週水曜日：身体障がい関係
毎週木曜日：知的障がい関係

時 間：午前 10 時から 12 時まで

場 所：高砂市 福祉部 障がい・地域福祉課までお越しください。
(西庁舎 1 階です。)

費 用：無料

備 考：来庁できない場合は、電話相談も可能です。



<高砂市障がい者相談>

予約窓口：高砂市 障がい・地域福祉課
TEL：079-443-9027
FAX：079-443-3144

移動支援・同行援護等について

移動困難な障がいのある方が社会参加や余暇活動のために外出する時に、身体介護あるいは見守りなどの支援を行う「移動支援」というサービスがあります。

視覚に障がいのある方のためには、「同行援護」というサービスがあります。

知的または精神に障がいがあるために行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な方には、「行動援護」というサービスがあります。

「移動支援」や「同行援護」「行動援護」を利用するには、市役所での手続きが必要になります。利用を希望される方は、下記の窓口までお問い合わせください。



＜高砂市 障がい・地域福祉課＞

TEL：079-443-9027

FAX：079-443-3144

居宅介護について

ひとりでの通院が不安な方やお出かけする時に玄関先までの介助が必要な方に「居宅介護」というサービスがあります。

「居宅介護」を利用するには、市役所での手続きが必要になります。利用を希望される方は、下記の窓口までお問い合わせください。



＜高砂市 障がい・地域福祉課＞

TEL：079-443-9027

FAX：079-443-3144

意思疎通支援事業について

聴覚に障がいのある方で、意思伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

支援を希望される方は、下記の窓口までお問い合わせください。



<高砂市社会福祉協議会>

TEL : 079-442-4047

FAX : 079-443-0505

～ × ㇿ ～

答え：45人

始終ご縁(しじゅうごえん)がありますように



但陽信用金庫ボランティア輸送について

車いす・ストレッチャーを利用している方の社会参加を移送サービスとしてお手伝いしてくれます。利用に関して障害者手帳の有無は関係ありませんが、車いすやストレッチャーを利用されている方が対象となります。

月曜日から金曜日までの平日に利用可能で会員制となっています。会員になるには、年間 2,000 円の会費がかかります。

また、利用は月 3 回までです。

利用目的としては、通院や娯楽等とくに限定されていません。利用してみたいと思う方は、下記の相談窓口までご相談ください。

＜但陽信用金庫 地域共生課＞
TEL：079-422-7721

＜たんようボランティアセンター＞
TEL：079-454-8187

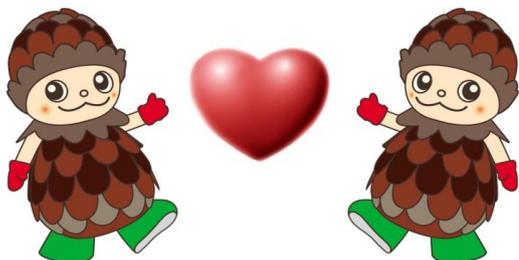
※聴覚に障がいのある方は、相談員(P.8)にご相談ください。

高砂市ボランティア活動センターについて

ボランティア活動に興味のある方、ボランティアによる援助を必要とされている方などボランティアに関する相談窓口です。

お出かけをお手伝いしてくれるボランティアさんを見つけたいという方は、下記の相談窓口までご相談ください。

＜高砂市ボランティア活動センター＞
(高砂市社会福祉協議会内)
TEL：079-442-4047
FAX：079-443-0505



ボランティアさんとは？

- あなたのお出かけをサポートしてくれる協力者です。
- あなたが希望したからといって必ずボランティアさんが見つかるというわけではありません。
- ボランティアさんに無理なお願い等はできません。

高砂市福祉マップ～障がい者編～とは？

- 平成 23 年度に高砂市障害者自立支援ネットワーク会議では、「高砂市福祉マップ～障がい者編～」を作成しました。
- このマップには、高砂市内にある事業所を分かりやすく一覧で掲載していますので、希望する福祉サービスを実施している高砂市内の事業所を探す場合にご活用ください。



市内の配布場所について

＜高砂市 障がい・地域福祉課＞
～西庁舎 1 階～

TEL：079-443-9027
FAX：079-443-3144



＜高砂市社会福祉協議会＞
～高砂町朝日町1丁目2-1～

TEL：079-443-3408
FAX：079-444-4865

＜高砂市のホームページでも公開しています＞

<http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,2330,75,355.html>

高砂市役所ホームページのトップ → 分類からさがす 福祉 →
障害者福祉 → 市内の障がい福祉関係施設一覧



で お出かけチェックシート

で じゅんび
～お出かけの準備はできていますか？～

こうもく い
あてはまる項目に☑を入れてみましょう。

で もくてき い さき き
□お出かけの目的（行き先）が決まっている。



きょう もくてき い さき
今日の目的（行き先）は、

_____ です。

きにゅう
記入してみましょう！

たいちょう りょうこう
□体調は良好である。

み ふくそう かみがた ととの
□身だしなみ（服装・髪型）は整っている。

ひとり で いっしょ で あいて
□一人でお出かけできる。または、一緒にお出かけする相手がいる。

もくてきち こうつうしゅだん き
□目的地までの交通手段が決まっている。

きょう こうつうしゅだん
今日の交通手段は、

_____ です。



こうつうひ ひつよう かね じゅんび
□交通費など必要なお金が準備できている。



も かね
もって行くお金は、

_____ えん
円です。

も もの しょうがいしゃてちょう じゅんび
□持ち物（障害者手帳など）が準備できている。

しゅっぱつ じかん かえ じかん
□出発する時間・帰ってくる時間がだいたいわかっている。



しゅっぱつ じかん じ
出発する時間は、_____ 時で、

かえ じかん じ
帰ってくる時間は、_____ 時です。

たいちょう わる とき れんらくさき し
□体調が悪くなった時の連絡先を知っている。

れんらくさき
連絡先は、_____ です。



こま お し
□困ったことが起こったときどうすればいいか知っている。

すべ こうもく はい
～全ての項目に☑が入った～

いってらっしゃい。
きをつけてお出かけ
しましょう。



かえ じかん じ
帰ってきたら、お出かけ
さきでの出来事を身近な人
(家族・友達・施設の
職員)にお話ししてくだ
さい。

はい こうもく ばあい
～☑が入らなかった項目がある場合～



みじか ひと かぞく ともだち しせつ
身近な人（家族・友達・施設
の職員）もしくは、下記の
相談窓口で相談しましょう。

＜高砂市障がい者相談＞

予約窓口：高砂市 障がい・地域福祉課
TEL：079-443-9027
FAX：079-443-3144

で さき お お出かけ先でトラブルが起こってしまったら

ふあん きも
不安な気持ちになってしまった。

みじか ひと かぞく ともだち しせつ しょくいん れんらく
・身近な人（家族・友達・施設の職員）に連絡を
しましょう。

おと もの
落とし物をしてしまった。

かぞく ばあい れんらく
・家族がいる場合は、すぐに連絡をしましょう。
けいさつしょ こうばん そうだん
・警察署、交番に相談しましょう。

きぶん わる
気分が悪くなってしまった。

かぞく ばあい れんらく
・家族がいる場合は、すぐに連絡をしましょう。
しゅじい れんらく と ばあい そうだん
・主治医に連絡が取れる場合は、相談しましょう。
まわ ひと たす もと
・周りの人に助けを求めましょう。

みち まよ
道に迷ってしまった。



かぞく ばあい れんらく
・家族がいる場合は、すぐに連絡をしましょう。
こうばん ちか ばあい けいさつかん みち たす
・交番が近くにある場合は、警察官に道を尋ねま
しょう。
えきいん てんいん みち
・駅員さんやスーパーやコンビニの店員さんに道
を尋ねましょう。

よそう いじょう かね つか
予想以上にお金を使ってしまった。

みじか ひと かぞく ともだち しせつ しょくいん そうだん
・身近な人（家族・友達・施設の職員）に相談し
ましょう。

で さき なまえ か
お出かけ先で名前を書いたり、
はんこをお
押ししてきた。

みじか ひと かぞく ともだち しせつ しょくいん そうだん
・身近な人（家族・友達・施設の職員）に相談し
ましょう。
たかさごししょうひせいかつ そうだん
・高砂市消費生活センターに相談しましょう。

キャッチセールスにひ
引かかっ
てしま
った。

で さき できごと みじか ひと
お出かけ先での出来事を身近な人たち

かぞく ともだち しせつ しょくいん はな
（家族・友達・施設の職員）にお話ししましょう。



必ずお読みください

本冊子を利用される方へ
(取り扱い注意事項)

- 1 本冊子が無断で複製および転載することは禁じます。
- 2 本冊子の掲載内容は平成 24 年 10 月時点の情報です。内容が変わる場合がありますので、詳細については必ず各機関にお問い合わせ・ご確認いただきますようお願いいたします。
- 3 その他、本冊子（支援者用）についてご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

高砂市自立支援ネットワーク会議移動支援部会
(お問い合わせ先) 高砂市障がい・地域福祉課
TEL : 079-443-9027
FAX : 079-443-3144